

「『平成のうちに』衆議院改革実現会議」国会改革提言

<報道資料>

「『平成のうちに』衆議院改革実現会議」は、平成 30 年 10 月 25 日、党首討論の定例化・夜間開催の実現、衆院の IT 化、女性議員の妊娠・出産への対応など、平成のうちの実現に向けた早急な議論開始を求める提言を、第197回臨時国会開会にあたり、高市早苗衆議院議院運営委員会委員長に提出しました。

「『平成のうちに』衆議院改革実現会議」は 6 月 28 日に設立総会を開催し、衆議院議員 465 名の 4 分の 1 以上となる与野党 120 名以上の議員が参加する、衆議院改革のための超党派の会議となり、7 月 20 日、平成のうちの実現に向けた早急な議論開始を求める提言をまとめ、大島理森衆議院議長に提出しました。国会は、政治不信を乗り越えるために可及的速やかに改革が必要であり、この実現会議のメンバーだけでなく、超党派議員及び国民の皆様による世論の後押しが「平成のうちに」衆議院改革を実現する大きな力となります。

提言案の要旨は以下の通りです。

平成 26 年当時の与野党 7 党の国会対策責任者が党派を超えて合意し署名した、平成 26 年「国会審議の充実に関する申し合わせ」を基本とし、

- 1: 国民への説明責任を強化することを目的とし、党首討論**の定例化・夜間開催など充実した討議が行われる環境を整備すべき
- 2: 衆議院におけるタブレット端末の導入・活用など、IT 化を推進し、国会審議の効率化・意思決定プロセスの透明性向上を図るべき
- 3: 女性議員が妊娠・出産時等により表決に加わることができない場合に、代理投票を認めるなど必要な対応を速やかに実施すべき

引き続き国会改革小委員会***での議論が活発化するよう、環境づくりを進めていきます。具体的には、「実現会議」を再開し、再び超党派の議員による議論を始めるなど、改革実現に向け環境をつくりたいと考えています。

実現会議の議員のコンセンサスは、「平成のうちに」一つでも国会改革の風穴を開ける、ということです。平成 26 年に与野党間で国会改革の合意が交わされたにもかかわらず、その合意事項は履行されていません。これは、いかに国会改革が難しい

かをあらわしています。国会改革が動くかどうかは、議院運営委員会（議運）の動向がカギを握っています。昨今国会改革小委員会が大きく動くことはありませんでしたが、衆議院の議運はペーパーレス、質問趣意書の調整日数拡大など、できるところから動き始めています。今後は、本質的・抜本的な改革に向けて、平成のうちの一つでも結果を出せるよう、もっと議運が動きやすい環境をこの会議で後押しして行きます。

*議院運営委員会：日本の国会法に規定された常任委員会のひとつで、衆議院、参議院それぞれに設置されています。議院の運営に関する事項を所掌しています。

**党首討論：首相（与党党首）と野党各党首による討論。今年の通常国会では、7ヶ月間で開催は2回でした。

***小委員会

小委員会は議会の委員会のもとにおかれ、より専門性の高い議論を行う予備審査機関で、政策分野別に構成されるのが一般的です。ここで言う小委員会とは、「議院運営委員会国会法改正等及び国会改革に関する小委員会」を指します。